

平成 21 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 22 年 11 月

環境省水・大気環境局水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場の状況について	1
	（1）特定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	2
	（1）水質汚濁防止法	2
	ア 届出関係、計画変更命令等	2
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	4
	カ 生活排水対策重点地域の指定	5
	キ 水質総量削減	5
	（2）瀬戸内海法	6
	ア 許可、措置命令	6
	イ 自然海浜保全地区の指定	6
	（3）湖沼法	7
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	7
	イ 改善命令等	7

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数	9
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	10
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	13
表 4	特定事業場の上位 10 業種	15
表 5	特定事業場の業種別内訳	16
表 6	届出関係、計画変更命令等	23
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	26
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	32
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	33
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	36
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	37
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	39
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	40
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	41
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	42
参考	平成 19 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	43

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成21年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

なお、本調査は、平成22年5月の水質汚濁防止法改正前の各規定について、調査を行ったものである。

2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に関係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表1に示す。平成22年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は270,226（273,098）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,813（3,854）、合計で274,039（276,952）であり、平成21年3月末現在と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成21年3月末現在の数値。以下この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は8（9）であった。

BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は34,271（34,807）と全体の約13%である。

また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 4,179 (4,336) で全特定事業場数の約 2%、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,348 (10,611) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 14,527 (14,947) であり、全体の約 5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を**表 2**に示す。

一方、湖沼法に基づく指定湖沼について、平成 19 年 12 月に八郎湖が指定され 11 湖沼となり、平成 22 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を**表 3**に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,688 (1,992) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 679 (846) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 87 (98)、1,019 (674) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,794 (2,764) であった。

なお、これら 1,688 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 16、八郎湖 28、霞ヶ浦 290、印旛沼 175、手賀沼 102、諏訪湖 74、野尻湖 0、琵琶湖 504、中海 124、宍道湖 154、児島湖 221 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を**表 4**に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 208,106 であり、全特定事業場数の約 76%にあたる。

また、これら 208,106 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³ 未満の事業場数は 187,072 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を**表 5**に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下この項目において「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第 5 条第 2 項に基づく届出を行うこととされている。また、法第 5 条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第 7 条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令

で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第 8 条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を**表 6**に示す。法第 5 条第 1 項に係る届出数は 5,075 件、法第 5 条第 2 項に係る届出数は 0 件であった。また、法第 7 条に基づく届出数は 3,530 件であった。

一方、法第 8 条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項）。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 2 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を**表 7**に示すとともに、発動の業種別の内訳を**表 8**に示す。

平成 21 年度における改善命令の件数は 26 件であり、一時停止命令の件数は 0 件であった。これを業種別の内訳（**表 8**）で見ると、改善命令については、水産食料品製造業、保存食料品製造業に対して発動されたものがそれぞれ 3 件と最も多く、次いで畜産農業、飲料製造業、豆腐・煮豆製造業、電気めっき施設、し尿処理施設、指定地域特定施設、畜産食料品製造業が 2 件となっていた。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 7,172 件であり、公共用水域関係では 7,070 件、地下水関係では 102 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を **表 7** に示す。昼間立入が 41,786 件、夜間立入が 581 件で立入件数は計 42,367 件であった。なお、42,367 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 4,751 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水を排出する者は、排水基準に適合しない排水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を **表 9** に示すとともに、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を **表 10** に示す。

平成 21 年度における排水基準違反の件数は 6 件であり、違反摘発の契機について見ると、警察又は海上保安庁の調査によるものが 6 件であった。

また、違反業種は洗たく業が 2 件、水産食料品製造業、みそ・しょう油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業、豆腐・煮豆製造業、セメント製品製造業が 1 件であり、違反項目は pH が 3 件、BOD、COD、SS が各 1 件（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。）であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質や油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 2 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は137件（内訳：公共用水域関係130件、地下水関係7件）であり、法第14条の2第2項に係る届出数は238件（内訳：公共用水域関係219件、地下水関係19件）であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第18条）、平成21年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成2年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第14条の7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第14条の8）。

平成21年度における生活排水対策重点地域の指定は1件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は0件であった。なお、平成22年3月末現在、211地域（42都道府県337市町村）で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和53年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成13年12月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量50m³以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水規制に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第12条の2）。

都道府県知事は、法第5条又は法第7条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等を探るべきことを命ずることができる（法第8条の2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方

法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内特定事業場から排水を排出する者は、排水の汚濁負荷量を測定し、記録しなければならず（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者は、20 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を**表 11**、**表 12**に示す。平成 22 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 11,610 であり、平成 21 年 3 月末現在（11,908）と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,791（約 15%）、伊勢湾 3,504（約 30%）、瀬戸内海 6,315（約 54%）であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 400 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 3 に基づく指導等は 16 件であった。

（2）瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を**表 13**に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を**表 14**に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 254 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 458 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、第 5 条関係、第 8 条関係ともに 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区とし

て指定することができる（瀬戸内海法第12条の7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第12条の8）。

平成21年（1～12月）における自然海浜保全地区の指定は0件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は3件であった。なお、平成21年12月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は91件となっている。

（3）湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難しい施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成21年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、**表15**に示すように202件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は179件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）及び指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20

条第1項)。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第20条第2項）。

平成21年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例も0件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が109件、口頭による指導が136件で、内容は処理施設の改善が51件、その他が199件であった。（1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない。）

表1 排水量規模別特定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模			
			①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
A 平成 22年 3月 末 現在		274,039 (8)	34,271	4,179 (1)	239,768	10,348 (7)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	270,226 (8)	30,728	3,551 (1)	239,498	10,317 (7)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,813	3,543	628	270	31
B 平成 21年 3月 末 現在		276,952 (9)	34,807	4,336 (1)	242,145	10,611 (8)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	273,098 (9)	31,212	3,697 (1)	241,886	10,575 (8)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,854	3,595	639	259	36
対 前 年 比 A / B		99%	98%	96%	99%	98%
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	99%	98%	96%	99%	98%
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	99%	99%	98%	104%	86%

(注) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（1）

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	①		③		総数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	北海道	5,705	1,249	73	4,456	107					
2	青森県	4,052	355	25	3,697	33 (3)					
3	岩手県	4,807	611	52	4,196	92					
4	宮城県	4,865	450	56	4,415	87					
5	秋田県	3,548	544	60	3,004	83					
6	山形県	3,655	482	50	3,173	95					
7	福島県	5,471	701	164	4,770	238					
8	茨城県	8,271	858	103	7,413	109					
9	栃木県	7,316	1,000	69	6,316	157					
10	群馬県	3,133	644	50	2,489	78					
11	埼玉県	6,577	692	96	5,885	452					
12	千葉県	7,949	807	118	7,142	187					
13	東京都	1,603	106	9	1,497	273					
14	神奈川県	3,357	288	34	3,069	109					
15	新潟県	7,421	722	74	6,699	383					
16	富山県	2,530	420	87	2,110	120					
17	石川県	3,373	542	58	2,831	116					
18	福井県	2,069	323	48	1,746	64					
19	山梨県	4,613	428	45	4,185	138					
20	長野県	10,911	1,062	113	9,849	411					
21	岐阜県	7,841	1,006	88	6,835	166					
22	静岡県	7,810	1,169	120 (1)	6,641	72					
23	愛知県	9,179	1,257	237	7,922	353					
24	三重県	7,702	917	66	6,785	107					
25	滋賀県	2,570	481	35	2,089	88					
26	京都府	3,753	268	40	3,485	281	123	112	22	11	2
27	大阪府	1,982	138		1,844	153	245	221	19	24	3
28	兵庫県	7,291	575	94	6,716	472	344	319	67	25	7
29	奈良県	2,741	224	8	2,517	121	236	228	17	8	2
30	和歌山県	2,931	367	3	2,564	29	108	104	3	4	
31	鳥取県	1,757	278	12	1,479	44					
32	島根県	3,233	381	38	2,852	50					
33	岡山県	3,165	186		2,979	63	243	226	28	17	
34	広島県	3,835	321	56	3,514	272	292	261	48	31	6
35	山口県	3,300	236	12	3,064	137	273	264	111	9	2
36	徳島県	3,414	108	2	3,306	24	178	166	32	12	
37	香川県	3,263	114		3,149	36	216	194	17	22	2
38	愛媛県	3,697	190	2	3,507	47	224	211	29	13	
39	高知県	2,543	268	46	2,275	55					
40	福岡県	4,841	664	66	4,177	120	48	44	4	4	
41	佐賀県	2,991	388	34	2,603	99					
42	長崎県	4,564	307	45	4,257	69					
43	熊本県	2,235	462	37	1,773	40					
44	大分県	4,169	233	1	3,936	25	185	173	4	12	
45	宮崎県	3,471	383	7	3,088	25					
46	鹿児島県	4,680	760	56	3,920	217					
47	沖縄県	1,307	336	26	971	10					
	都道府県計	211,491	24,301	2,515 (1)	187,190	6,507 (3)	2,715	2,523	401	192	24
	政令市計	58,735	6,427	1,036	52,308	3,810 (4)	1,098	1,020	227	78	7
	合計	270,226	30,728	3,551 (1)	239,498	10,317 (7)	3,813	3,543	628	270	31

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	①		③		総数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	札幌市	78	41	2	37	1					
2	函館市	203	43		160	4					
3	旭川市	200	28	3	172	8					
4	青森市	526	82	8	444	2					
5	八戸市	406	71	12	335	7(1)					
6	盛岡市	459	36	5	423	30					
7	仙台市	893	75	11	818	46					
8	秋田市	391	84	21	307	33					
9	山形市	627	78	6	549	38					
10	福島市	649	117	14	532	16					
11	郡山市	795	117	26	678	31					
12	いわき市	796	167	36	629	28					
13	水戸市	550	56	1	494	1					
14	つくば市	506	25	3	481	9					
15	宇都宮市	918	92	10	826	32					
16	前橋市	608	117	9	491	25					
17	高崎市	507	87	20	420	31					
18	伊勢崎市	547	132	33	415	22(1)					
19	太田市	490	102	17	388	35(2)					
20	さいたま市	915	82	16	833	44					
21	川越市	368	41	10	327	88					
22	熊谷市	621	79		542	12					
23	川口市	149	18	4	131	18					
24	所沢市	172	20	5	152	13					
25	春日部市	306	24	1	282	9					
26	草加市	211	24	10	187	30					
27	越谷市	306	25	1	281	27					
28	千葉市	518	57	23	461	20					
29	市川市	346	86	16	260	10					
30	船橋市	537	162	3	375	12					
31	松戸市	328	40	11	288	25					
32	柏市	264	55	7	209	20					
33	市原市	459	97	27	362	13					
34	八王子市	583	40	5	543	86					
35	町田市	109	20	2	89	30					
36	横浜市	1,613	90	35	1,523	299					
37	川崎市	621	64	36	557	78					
38	横須賀市	101	15	9	86	40					
39	平塚市	314	15	4	299	82					
40	藤沢市	213	24	12	189	44					
41	小田原市	306	35	11	271	17					
42	茅ヶ崎市	111	9	3	102	21					
43	相模原市	1,011	39	8	972	113					
44	厚木市	261	10	3	251	53					
45	大和市	109	13	5	96	22					
46	新潟市	1,478	155	13	1,323	114					
47	長岡市	668	58	8	610	47					
48	上越市	931	107	20	824	24					
49	富山市	956	235	53	721	35					
50	金沢市	538	73	12	465	42					
51	福井市	405	110	11	295	27					
52	甲府市	540	60	18	480	94					
53	長野市	1,248	154	45	1,094	129					
54	松本市	712	56	6	656	38					
55	岐阜市	873	74	10	799	34					

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（3）

		水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場					
		総数	①		③		総数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
56	静岡市	1,216	122	21	1,094	44					
57	浜松市	1,180	165	67	1,015	43					
58	沼津市	966	91	15	875	10					
59	富士市	681	159	20	522	24					
60	名古屋市	413	78	20	335	52					
61	豊橋市	789	99	20	690	27					
62	岡崎市	492	85	9	407	22					
63	一宮市	522	87	13	435	36					
64	春日井市	541	76	13	465	46					
65	豊田市	958	151	26	807	31					
66	四日市市	866	96	14	770	18					
67	大津市	332	36	11	296	24					
68	京都市	1,132	11	6	1,121	5	30	26	3	4	
69	大阪市	72	12		60	26	13	12	6	1	
70	堺市	612	26		586	120	69	67	24	2	
71	岸和田市	311	7		304	58					
72	豊中市	51	2		49	7					
73	吹田市	53	3		50	6					
74	高槻市	150			150	25	10	10	1		
75	枚方市	173	22	2	151	16					
76	茨木市	79	1		78	16					
77	八尾市	341	9		332	58					
78	寝屋川市	145	7		138	24					
79	東大阪市	155	4		151	21	7	7	3		
80	神戸市	735	42		693	84	53	49	5	4	
81	姫路市	443	56		387	15	74	68	10	6	1
82	尼崎市	83	5		78	7	28	28	15		
83	明石市	114	7		107	3					
84	西宮市	194	3		191	27	12	11	2	1	
85	加古川市	211	11		200	18					
86	宝塚市	98			98	9					
87	奈良市	353	18	3	335	20	25	22	3	3	
88	和歌山市	733	56	7	677	35	81	76	10	5	
89	鳥取市	569	84	7	485	32					
90	岡山市	1,033	70		963	48	106	97	14	9	1
91	倉敷市	887	16		871	25	137	130	34	7	1
92	広島市	955	43		912	68	42	38	6	4	
93	呉市	601	29		572	41					
94	福山市	521	32		489	21	62	57	7	5	
95	下関市	612	31		581	5	51	49	14	2	
96	徳島市	710	61		649	22	54	50	11	4	1
97	高松市	1,054	42	1	1,012	35	47	41	4	6	2
98	松山市	728	37		691	18	77	74	9	3	
99	高知市	660	115	25	545	12					
100	北九州市	173	9		164	15	56	51	26	5	
101	福岡市	328	25	3	303						
102	久留米市	453	46	4	407	13					
103	長崎市	772	52	3	720	56					
104	佐世保市	618	53	1	565	8					
105	熊本市	963	97	16	866	24					
106	大分市	1,245	60		1,185	97	64	57	20	7	1
107	宮崎市	705	100	7	605	21					
108	鹿児島市	604	62	2	542	63					
	政令市計	58,735	6,427	1,036	52,308	3,810 (4)	1,098	1,020	227	78	7

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房ダム貯水池		八郎湖		震ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海		穴道湖			児島湖			総数
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市				
1																													1
1の2								1			1					2	1												8
2		1						8		1	6	1				3													23
3								2			1					1													23
4								8			1	1				10													23
5			1								1					2													5
6																													0
7																1													1
8								1																					2
9																										1			0
10			1					3			2					6													15
11													1																0
12								1																					1
13																													0
14																													0
15																													0
16								3			1	1				4													11
17								4								1													5
18																													0
18の2								2			1																		3
18の3																													0
19																22	1												23
20													1																1
21																1													1
21の2																													0
21の3								1																					2
21の4											1																		1
22																1													1
23																1	1												4
23の2								1								2													3
24																													0
25																													0
26																													1
27								1																					1
28								1																					1
29																													0
30																													0
31																													0
32																1													1
33								3			1					5													9
34																													0
35																													0
36																													0
37																													0
38																													0
39																													0
40																													0
41																													0
42																1													1
43																													0
44																													0
45																													0
46								1								7													8
47								1			1					5											1		8
48								1																					1

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜房 がま 貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼		手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海		宍道湖		児島湖			総数		
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県		岡山市	倉敷市
49																									0	
50																										0
51																										0
51の2					3							1				1										5
51の3					1																					1
52																										0
53								3								2	1									7
54																6										6
55					5											1						2				8
56																										0
57																1										1
58																1	1									2
59																										0
60	1																					1				2
61								2								1						4				8
62					2			1								1										4
63					5								1			14	1					1				22
63の2																										0
63の3																										0
64																										0
64の2													1		6	2					1	2		1	1	14
65		1			15		1	8		1	2		2		31	3					1	4				71
66					8								1		2						1	1		1		18
66の2	10	1			9		9					1		8	23	5					3	6	1	3	6	85
66の3					5			2			1											1	1			10
66の4					5			7							5						1	1				19
66の5					14			5	1		2			1	26	2						2	2	5	2	62
66の6																									1	1
66の7					3		1	1		1					4						1	3			2	0
67																										16
68																										0
68の2					2			4	1	1	2				3									1		15
69					3																					3
69の2																										0
69の3								1							1											3
70																										0
70の2																										0
71			1		2										1						3			1		8
71の2					3			3					2		13	1					1		1	1		25
71の3															2											2
71の4																										0
71の5					1			1							1											3
71の6								1																		1
72		11			42	1	2	39	8	5	8	1	8	17	78	2				8	21	63	6	16	12	348
73	1				2									2	19	2				1	4	4	2	3		40
74					2									1	3	1				1	1		1			11
みなし指定地域特定施設1					4			3				2	2		7	5				2		2		4	4	35
みなし指定地域特定施設2	4	11			88	1	3	32	6	18	17		43	28	134	12				28	21	59	1	99	39	644
湖沼特定事業場数	16	27	1	0	270	2	18	129	19	27	33	1	68	74	0	463	41	0	0	59	65	154	14	139	68	1,688
指定施設1		2			7			2	1	1				3		1						2				19
指定施設2					59						8			1												68
指定施設計	0	2	0	0	66	0	0	2	1	1	8	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	87
準用指定施設	28	21			766		52		18					23		53					20	38				1,019
総計	44	50	1	0	1,102	2	70	131	38	28	41	1	68	101	0	517	41	0	0	59	85	194	14	139	68	2,794

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の2)	67,578 (25%)	4,722	62,856
2	自動式車両洗浄施設(71)	30,409 (11%)	112	30,297
3	畜産農業(1の2)	30,294 (11%)	398	29,896
4	洗たく業(67)	23,252 (8%)	497	22,755
5	豆腐・煮豆製造業(17)	12,679 (5%)	310	12,369
6	し尿処理施設(72)	11,956 (4%)	10,427	1,529
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	11,259 (4%)	2,433	8,826
8	水産食料品製造業(3)	8,772 (3%)	720	8,052
9	写真現像業(68)	6,013 (2%)	19	5,994
10	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,894 (2%)	1,396	4,498
総計		208,106 (76%)	21,034	187,072

(注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
1	鉱 業 ・ 水 洗 炭 業	(水)	192	49	9	143	
		(瀬)	16	11	4	5	1
			208	60	13	148	1
1 の 2	畜 産 農 業	(水)	30,286	390	7	29,896	84
		(瀬)	8	8			
			30,294	398	7	29,896	84
2	畜 産 食 料 品 製 造 業	(水)	2,870	570	11	2,300	6
		(瀬)	89	89	2		
			2,959	659	13	2,300	6
3	水 産 食 料 品 製 造 業	(水)	8,707	656		8,051	
		(瀬)	65	64		1	
			8,772	720		8,052	
4	保 存 食 料 品 製 造 業	(水)	4,688	530		4,158	1
		(瀬)	67	60		7	
			4,755	590		4,165	1
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,438	157	3	3,281	1
		(瀬)	26	25	1	1	
			3,464	182	4	3,282	1
6	小 麦 粉 製 造 業	(水)	24			24	
		(瀬)					
			24			24	
7	砂 糖 製 造 業	(水)	64	38		26	
		(瀬)	6	6			
			70	44		26	
8	パ ン ・ 菓 子 製 造 業	(水)	1,130	45		1,085	
		(瀬)	22	22	1		
			1,152	67	1	1,085	
9	米 菓 ・ こ う じ 製 造 業	(水)	609	54		555	1
		(瀬)	1	1			
			610	55		555	1
10	飲 料 製 造 業	(水)	3,962	463	12	3,499	8
		(瀬)	66	63		3	
			4,028	526	12	3,502	8
11	動 物 系 飼 料 有 機 質 肥 料 製 造 業	(水)	532	92		440	6
		(瀬)	6	6			
			538	98		440	6
12	動 植 物 性 油 脂 製 造 業	(水)	272	46		226	2
		(瀬)	16	16			
			288	62		226	2
13	イ ー ス ト 製 造 業	(水)	8	2		6	
		(瀬)	1	1			
			9	3		6	
14	で ん 粉 ・ 化 工 で ん 粉 製 造 業	(水)	114	78		36	
		(瀬)	4	4			
			118	82		36	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	30	13	1	17	1
		(瀬)	30	13	1	17	1
16	めん類製造業	(水)	3,139	106		3,033	
		(瀬)	31	30		1	
			3,170	136		3,034	
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	12,637	270	1	12,367	
		(瀬)	42	40	1	2	
			12,679	310	2	12,369	
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	56	4		52	
		(瀬)	1	1			
			57	5		52	
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	505	111		394	
		(瀬)	37	33		4	
			542	144		398	
18 の 3	たばこ製造業	(水)	27	3		24	
		(瀬)	1	1			
			28	4		24	
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,395	356	78	2,039	140
		(瀬)	195	190	13	5	1
			2,590	546	91	2,044	141
20	洗毛業	(水)	16	3	1	13	1
		(瀬)	16	3	1	13	1
21	化学繊維製造業	(水)	32	24	8	8	1
		(瀬)	18	18	8		
			50	42	16	8	1
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	163	9		154	
		(瀬)	163	9		154	
21 の 3	合板製造業	(水)	295	18		277	
		(瀬)	2	2			
			297	20		277	
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	19	3	1	16	
		(瀬)	1	1			
			20	4	1	16	
22	木材薬品処理業	(水)	359	10	7	349	42
		(瀬)	359	10	7	349	42
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	691	332	35	359	5
		(瀬)	97	97	14		
			788	429	49	359	5
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,527	32	11	1,495	100
		(瀬)	6	6	2		
			1,533	38	13	1,495	100

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	61	18	11	43	6
		(瀬)	11	11	9		
			72	29	20		
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	2	2	2		
		(瀬)	1	1	1		
			3	3	3		
26	無機顔料製造業	(水)	63	18	6	45	3
		(瀬)	18	18	13		
			81	36	19		
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	391	144	64	247	80
		(瀬)	78	78	48		
			469	222	112		
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	40	12	2	28	3
		(瀬)	3	3	1		
			43	15	3		
29	コーラタール製品製造業	(水)	4			4	
		(瀬)	4	4	3		
			8	4	3		
30	発 酵 工 業	(水)	37	10	1	27	
		(瀬)	2	2			
			39	12	1		
31	メタン誘導品製造業	(水)	10	3		7	4
		(瀬)	1	1	1		
			11	4	1		
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	44	13	9	31	7
		(瀬)	7	7	3		
			51	20	12		
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	254	112	38	142	14
		(瀬)	38	37	12		
			292	149	50		
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	15	6	4	9	1
		(瀬)	2	2	2		
			17	8	6		
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	9	5	3	4	
		(瀬)	4	4	3		
			13	9	6		
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	14	4	1	10	
		(瀬)	2	2	1		
			16	6	2		
37	その他石油化学工業	(水)	63	31	20	32	7
		(瀬)	32	32	20		
			95	63	40		
38	石 け ん 製 造 業	(水)	27	1	1	26	
		(瀬)	3	3	1		
			30	4	2		

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③	
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	3	1		2
		(瀬)	3	1		2
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	6	1		5
		(瀬)	2	2		
			8	3		5
41	香 料 製 造 業	(水)	48	12	4	36
		(瀬)	3	3	1	
			51	15	5	36
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	6	1		5
		(瀬)	2	1		1
			8	2		6
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	11	7	3	4
		(瀬)	1	1	1	
			12	8	4	4
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	1		5
		(瀬)	6	1		5
45	木 材 化 学 業	(水)	1			1
		(瀬)	1	1		
			2	1		1
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	386	165	81	221
		(瀬)	52	51	28	1
			438	216	109	222
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	301	150	66	151
		(瀬)	29	28	14	1
			330	178	80	152
48	火 薬 製 造 業	(水)	7	3	2	4
		(瀬)	3	3	1	
			10	6	3	4
49	農 薬 製 造 業	(水)	28	6	4	22
		(瀬)	2	2	2	
			30	8	6	22
50	有 機 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	6	1	1	5
		(瀬)	6	1	1	5
51	石 油 精 製 業	(水)	28	19	10	9
		(瀬)	16	16	11	
			44	35	21	9
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	138	45	21	93
		(瀬)	18	17	9	1
			156	62	30	94
51 の 3	医 療 ・ 衛 生 用 ゴ ム 製 品 ・ ゴ ム 手 袋 ・ 糸 ゴ ム ・ ゴ ム バ ン ド (ラ テ ッ ク ス 成 形 型) 製 造 業	(水)	16	6	1	10
	(瀬)	16	6	1	10	

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
52	皮 革 製 造 業	(水)	127	9	3	118	5
		(瀬)	1	1			
			128	10	3	118	5
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	780	125	83 (1)	655	343
		(瀬)	9	8	6	1	1
			789	133	89 (1)	656	344
54	セメント製品製造業	(水)	2,726	62	10	2,664	180
		(瀬)	13	10	6	3	2
			2,739	72	16	2,667	182
55	生コンクリート製造業	(水)	5,317	380	17	4,937	269
		(瀬)	17	15	2	2	
			5,334	395	19	4,939	269
56	有機質壁材製造業	(水)	58	1	1	57	2
		(瀬)					
			58	1	1	57	2
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	9	7	2	2	
		(瀬)	1	1			
			10	8	2	2	
58	窯業原料精製業	(水)	819	74	24	745	68
		(瀬)	5	5	1		
			824	79	25	745	68
59	砕石業	(水)	844	82	3	762	3
		(瀬)	15	13		2	
			859	95	3	764	3
60	砂利採取業	(水)	1,888	199		1,689	7
		(瀬)	10	8		2	
			1,898	207		1,691	7
61	鉄鋼業	(水)	267	93	38	174	9
		(瀬)	49	48	26	1	1
			316	141	64	175	10
62	非鉄金属製造業	(水)	244	69	48	175	55
		(瀬)	20	20	14		
			264	89	62	175	55
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,378	497	297	1,881	481
		(瀬)	70	62	35	8	3
			2,448	559	332	1,889	484
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	39	3		36	
		(瀬)	1	1			
			40	4		36	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	23	22	10	1	
		(瀬)	14	14	10		
			37	36	20	1	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	20	5	1	15	
		(瀬)	3	3	2		
			23	8	3	15	

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	696	251	27	445	16
		(瀬)	61	47	6	14	
			757	298	33	459	16
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,707	1,220	726	4,487	1,533
		(瀬)	187	176	109	11	4
			5,894	1,396	835	4,498	1,537
66	電気めっき施設	(水)	1,733	522	456	1,211	970
		(瀬)	34	33	28	1	1
			1,767	555	484	1,212	971
66 の 2	旅館業	(水)	67,091	4,308	64	62,783	85
		(瀬)	487	414	2	73	
			67,578	4,722	66	62,856	85
66 の 3	共同調理場	(水)	934	230		704	
		(瀬)	41	39		2	
			975	269		706	
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	919	270		649	1
		(瀬)	53	48		5	
			972	318		654	1
66 の 5	飲食店	(水)	2,863	858	17	2,005	18
		(瀬)	282	238	11	44	1
			3,145	1,096	28	2,049	19
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	40	7		33	
		(瀬)	3	2		1	
			43	9		34	
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	27	3		24	
		(瀬)					
			27	3		24	
67	洗たく業	(水)	23,197	444	59	22,753	1,966
		(瀬)	55	53	4	2	
			23,252	497	63	22,755	1,966
68	写真現像業	(水)	6,006	15	2	5,991	202
		(瀬)	7	4	1	3	
			6,013	19	3	5,994	202
68 の 2	病院	(水)	762	356	80	406	88
		(瀬)	109	109	30		
			871	465	110	406	88
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	213	121	2	92	
		(瀬)	12	11		1	
			225	132	2	93	
69 の 2	中央卸売市場	(水)	30	9		21	
		(瀬)	3	3			
			33	12		21	
69 の 3	地方卸売市場	(水)	84	39		45	
		(瀬)	3	3			
			87	42		45	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①		③		
			平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満の 事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
70	廃油処理施設	(水)	22	5		17	
		(瀬)	3	3			
			25	8		17	
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	770	8	1	762	3
		(瀬)	2	1		1	
			772	9	1	763	3
71	自動式車両洗浄施設	(水)	30,393	100	1	30,293	20
		(瀬)	16	12	1	4	1
			30,409	112	2	30,297	21
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,520	440	264	4,080	1,933 (2)
		(瀬)	92	73	47	19	13
			4,612	513	311	4,099	1,946 (2)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,051	57	18	994	85
		(瀬)	14	12	3	2	
			1,065	69	21	996	85
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	488	92	28	396	66
		(瀬)	10	9	3	1	
			498	101	31	397	66
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗浄施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,172	61	61	1,111	1,111 (5)
		(瀬)	7	6	6	1	1
			1,179	67	67	1,112	1,112 (5)
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	54	7	7	47	47
		(瀬)	1	1	1		
			55	8	8	47	47
72	し尿処理施設	(水)	11,056	9,558	231	1,498	38
		(瀬)	900	869	24	31	
			11,956	10,427	255	1,529	38
73	下水道終末処理施設	(水)	2,163	2,126	333	37	
		(瀬)					
			2,163	2,126	333	37	
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	625	299	70	326	37
		(瀬)	44	43	19	1	
			669	342	89	327	37
-	し尿浄化槽 (201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	(水)	11,259	2,433	27	8,826	23
		(瀬)					
			11,259	2,433	27	8,826	23
合 計		(水)	270,226	30,728	3,551 (1)	239,498	10,317 (7)
		(瀬)	3,813	3,543	628	270	31
			274,039	34,271	4,179 (1)	239,768	10,348 (7)

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

表6 届出関係、計画変更命令等（1）

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	北海道	111		111	129					207	117	324	56
2	青森県	33		33	31					65	75	140	37
3	岩手県	129		129	53					124	91	215	40
4	宮城県	88		88	74					153	142	295	57
5	秋田県	65		65	37				1	120	65	185	76
6	山形県	86		86	123					101	158	259	48
7	福島県	88		88	42					76	62	138	14
8	茨城県	172		172	83				3	258	116	374	37
9	栃木県	177		177	78					213	187	400	51
10	群馬県	65		65	42					110	71	181	30
11	埼玉県	119		119	75				1	225	157	382	56
12	千葉県	89		89	37				1	283	89	372	36
13	東京都	84		84	35					140	108	248	27
14	神奈川県	55		55	34					89	48	137	15
15	新潟県	52		52	32				1	102	76	178	22
16	富山県	57		57	42					24	35	59	7
17	石川県	20		20	52					80	87	167	26
18	福井県	48		48	15					57	58	115	18
19	山梨県	69		69	49					104	59	163	25
20	長野県	76		76	73					170	98	268	39
21	岐阜県	92		92	52					127	101	228	41
22	静岡県	80		80	84					159	90	249	33
23	愛知県	230		230	190					390	345	735	66
24	三重県	131		131	77					145	112	257	46
25	滋賀県	112		112	171					149	113	262	29
26	京都府	59		59	30					101	64	165	44
27	大阪府	61		61	55					47	77	124	22
28	兵庫県	63		63	55					129	111	240	30
29	奈良県	26		26	2					2	10	12	3
30	和歌山県	35		35	23					31	24	55	19
31	鳥取県	24		24	12					27	52	79	14
32	島根県	49		49	54					79	88	167	32
33	岡山県	45		45	45				1	45	37	82	21
34	広島県	59		59	43					97	103	200	30
35	山口県	23		23	17					26	25	51	10
36	徳島県	36		36	11					22	16	38	8
37	香川県	54		54	51					171	111	282	57
38	愛媛県	28		28	23					64	56	120	38
39	高知県	29		29	6					19	148	167	12
40	福岡県	71		71	56					130	193	323	31
41	佐賀県	70		70	40					68	59	127	27
42	長崎県	163		163	48					65	80	145	30
43	熊本県	81		81	41				3	68	16	84	10
44	大分県	109		109	15					32	32	64	26
45	宮崎県	93		93	45					48	45	93	11
46	鹿児島県	79		79	47					72	19	91	18
47	沖縄県	24		24	16					22	13	35	10
都道府県計		3,609		3,609	2,445				11	5,036	4,039	9,075	1,435
政令市計		1,466		1,466	1,085				4	2,601	2,027	4,628	510
合計		5,075		5,075	3,530				15	7,637	6,066	13,703	1,945

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく等			第6条第1項届出	第10条届出			第11条届出
		第1項	第2項	計		第5条関係	第7条関係	計		氏名等変更	使用廃止	計	
1	札幌市	1		1	4				1	3	4	7	1
2	函館市	1		1	1					3	17	20	5
3	旭川市	30		30	5					14	8	22	1
4	青森市	4		4	2					19	5	24	7
5	八戸市	11		11	8					18	8	26	6
6	盛岡市	10		10	4					20	12	32	
7	仙台市	11		11	43					35	5	40	2
8	秋田市	17		17	6					19	25	44	9
9	山形市	12		12	5					13	7	20	3
10	福島市	10		10	2					8	9	17	3
11	郡山市	17		17	13					27	15	42	5
12	いわき市	16		16	4					48	47	95	8
13	水戸市	2		2	3					4	1	5	1
14	つくば市	33		33	3				1	20	16	36	6
15	宇都宮市	24		24	18					19	14	33	1
16	前橋市	30		30	8					32	21	53	8
17	高崎市	15		15	15					35	25	60	19
18	伊勢崎市	9		9	6					16	10	26	3
19	太田市	20		20	12					20	19	39	1
20	さいたま市	17		17	13					42	22	64	5
21	川越市	13		13	28					54	14	68	8
22	熊谷市	10		10	5					23	14	37	1
23	川口市	3		3	3					6	5	11	
24	所沢市	7		7	7					17	9	26	4
25	春日部市	8		8	1					7	5	12	2
26	草加市	3		3	3					1	5	6	2
27	越谷市	2		2	3					9	1	10	5
28	千葉市	14		14	11					51	9	60	5
29	市川市	7		7	10					46	8	54	1
30	船橋市	3		3	11					85	39	124	8
31	松戸市	18		18	3					43	13	56	2
32	柏市	7		7	7					16	5	21	1
33	市原市	9		9	13					61	15	76	6
34	八王子市	6		6	9					24	20	44	2
35	町田市	10		10	7					4	5	9	3
36	横浜市	93		93	94				1	107	77	184	27
37	川崎市	34		34	47					57	32	89	6
38	横須賀市	8		8	7					14	11	25	2
39	平塚市	23		23	14					43	32	75	5
40	藤沢市	7		7	6					12	8	20	4
41	小田原市	8		8	2					21	5	26	1
42	茅ヶ崎市	7		7	1					13	3	16	
43	相模原市	37		37	26					38	28	66	10
44	厚木市	21		21	5					24	19	43	3
45	大和市	5		5	2					10	7	17	
46	新潟市	17		17	9					31	18	49	4
47	長岡市	9		9	6					9	7	16	1
48	上越市	12		12	12					10	12	22	7
49	富山市	21		21	11					20	18	38	2
50	金沢市	7		7	10					16	35	51	2
51	福井市	13		13	5					18	26	44	3
52	甲府市	6		6	1					10	9	19	
53	長野市	30		30	13					27	20	47	5
54	松本市	15		15	13					31	16	47	10
55	岐阜市	16		16	6					33	21	54	18

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

	第5条の届出			第7条届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項届出	第10条届出			第11条届出
	第1項	第2項	計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
56	静岡市	17	17	18					48	31	79	2
57	浜松市	33	33	29					113	205	318	38
58	沼津市	6	6	11					4	4	8	1
59	富士市	13	13	26					42	13	55	8
60	名古屋	16	16	22					49	16	65	3
61	豊橋市	15	15	26					27	20	47	15
62	岡崎市	11	11	3				1	35	26	61	9
63	一宮市	10	10	8					41	32	73	7
64	春日井市	18	18	18					36	23	59	4
65	豊田市	49	49	41					51	58	109	4
66	四日市市	33	33	49					28	27	55	6
67	大津市	20	20	10					30	27	57	7
68	京都市	10	10	9					12	2	14	10
69	大阪市	8	8	10					4	3	7	1
70	大塚市	13	13	13					13	18	31	7
71	岸和田市	6	6	6					8	16	24	3
72	豊中市	3	3	2					1	4	5	
73	吹田市	2	2	3					9	20	29	
74	高槻市	7	7	7					28	21	49	5
75	枚方市	15	15	3					20	19	39	4
76	茨木市	4	4	1					7	12	19	1
77	八尾市	3	3						9	7	16	5
78	寝屋川市	6	6	8					9	28	37	1
79	東大阪市								15	44	59	1
80	神戸市	7	7	9					32	18	50	6
81	姫路市	7	7	3					20	6	26	2
82	尼崎市	1	1	3					3	2	5	
83	明石市	3	3	2					18	25	43	2
84	西宮市	2	2	5					5	3	8	3
85	加古川市	6	6	1					12	5	17	2
86	宝塚市			1					1		1	
87	奈良市	8	8	2					19	18	37	5
88	和歌山市	7	7	1					8	7	15	2
89	鳥取市	4	4	8					19	6	25	1
90	岡山市	27	27	2					52	26	78	16
91	倉敷市	17	17	15					24	30	54	8
92	広島市	24	24	7					19	16	35	11
93	呉市	6	6	4					26	7	33	2
94	福山市	24	24	8					19	23	42	12
95	下関市	6	6						4		4	1
96	徳島市	8	8	3					9	4	13	2
97	高松市	24	24	23					42	77	119	9
98	松山市	26	26	17					65	85	150	4
99	高知市	7	7						2	2	4	
100	北九州市	4	4	2					5	3	8	1
101	福岡市	3	3	2					5	15	20	1
102	久留米市	11	11	2					5	10	15	4
103	長崎市	15	15	17					12	23	35	
104	佐世保市	5	5	12					1	2	3	1
105	熊本市	28	28	13					32	29	61	7
106	大分市	27	27	9					35	22	57	9
107	宮崎市	22	22	9					38	12	50	
108	鹿児島市	20	20	10					24	14	38	3
	政令市計	1,466	1,466	1,085				4	2,601	2,027	4,628	510

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

	改善命令				一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)					
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水	地下水	昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	立入検査事業場数			
													計	うち地 下浸透 水にか かるも の	うち瀬戸内 海上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
1	北海道									955	10		965			
2	青森県									476	3	2	478	3		
3	岩手県									702	1		703			
4	宮城県	2								726			726			
5	秋田県									841			841			
6	山形県									410			410			
7	福島県									337			337			
8	茨城県									754	7		754	7		
9	栃木県	2								589			589			
10	群馬県	1								312			312			
11	埼玉県	2								1,492	2		1,494			
12	千葉県	2								835			835			
13	東京都									598	89		598	89		
14	神奈川県									360			360			
15	新潟県									567	6		573			
16	富山県									201			201			
17	石川県									220			220			
18	福井県									316			316			
19	山梨県	1								442	10		452			
20	長野県									1,198	1		1,198	1		
21	岐阜県									830			830			
22	静岡県									572	22		594			
23	愛知県									3,568			3,568			
24	三重県									664			664			
25	滋賀県									392	1		392	1		
26	京都府									271			271		105	
27	大阪府									894			894		284	
28	兵庫県									611			611		179	
29	奈良県									265			265		125	
30	和歌山県									219			219		87	
31	鳥取県									245		2	247			
32	島根県	1								167			167			
33	岡山県									454			454		194	
34	広島県									784			784		279	
35	山口県									682			682		362	
36	徳島県	2								310		2	312		151	
37	香川県									609			609		263	
38	愛媛県									467			467		148	
39	高知県									176			176			
40	福岡県									469			469		41	
41	佐賀県									400			400			
42	長崎県									1,205	3		1,208			
43	熊本県	1								274	4		278			
44	大分県									615			615		148	
45	宮崎県									648			648			
46	鹿児島県	9								401			401			
47	沖縄県									194			194			
都道府県計		23	0	0	0	0	0	0	0	28,717	101	64	0	28,781	101	2,366
政令市計		3	0	0	0	0	0	0	0	13,069	10	517	0	13,586	10	2,385
合計		26	0	0	0	0	0	0	0	41,786	111	581	0	42,367	111	4,751

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域							地下水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計
1	北海道	42	156	198	61	2	139	202	1	5	6			2	4	6
2	青森県	47	45	92	7		85	92								
3	岩手県	26	38	64	28	1	35	64		5	5			4	1	5
4	宮城県	14	15	29	12		17	29								
5	秋田県	47	123	170	10		160	170								
6	山形県	76	131	207	33		203	236								
7	福島県	76	68	144	39		131	170		10	10				10	10
8	茨城県	285	427	712	93	2	633	728								
9	栃木県	75	26	101	18		371	389								
10	群馬県	49	188	237	98		139	237								
11	埼玉県	71	513	584	272		312	584								
12	千葉県	93	50	143	79		64	143								
13	東京都	3	181	184			184	184								
14	神奈川県	6	2	8	8	1		9								
15	新潟県	13	43	56	25		31	56								
16	富山県		7	7	4		3	7								
17	石川県	6		6	6			6								
18	福井県	5	27	32	9		29	38								
19	山梨県	38	35	73	73			73								
20	長野県	89	115	204	70		136	206								
21	岐阜県	14		14	14			14								
22	静岡県	23		23	4		19	23								
23	愛知県	115	47	162	64	1	100	165								
24	三重県	49	213	262	116		149	265								
25	滋賀県	96	130	226	15		211	226								
26	京都府	24	1	25	23		2	25								
27	大阪府	85	248	333	142		191	333								
28	兵庫県	16	4	20	15		5	20								
29	奈良県	17	22	39	39			39								
30	和歌山県	20	33	53	20		33	53								
31	鳥取県	12	1	13	11		2	13								
32	島根県	39	29	68			68	68								
33	岡山県	39	4	43			43	43								
34	広島県	72		72	2		70	72								
35	山口県	34	29	63	44		19	63								
36	徳島県	9	20	29	29	2		31								
37	香川県	64	52	116	61		55	116								
38	愛媛県	14	4	18	18			18								
39	高知県	4	3	7			7	7								
40	福岡県	33		33	14		19	33								
41	佐賀県	24	2	26	24		2	26								
42	長崎県	2	88	90	39		51	90								
43	熊本県	15		15	4		11	15								
44	大分県	6	7	13	1		12	13								
45	宮崎県	28	54	82	64		18	82								
46	鹿児島県	18		18	18			18								
47	沖縄県	12	69	81	67		14	81								
都道府県計		1,945	3,250	5,195	1,793	9	3,773	5,575	1	20	21		0	6	15	21
政令市計		1,019	856	1,875	713	5	1,170	1,888	12	69	81	1	0		80	81
合計		2,964	4,106	7,070	2,506	14	4,943	7,463	13	89	102	1	0	6	95	102

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						
										昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		うち地 下浸透 水にか かるも の
1	札幌市													72		
2	函館市									35				35		
3	旭川市									51				51		
4	青森市									71		1		72		
5	八戸市									94	1	15		109	1	
6	盛岡市									39				39		
7	仙台市									161				161		
8	秋田市									79		6		85		
9	山形市									50		3		53		
10	福島市									102				102		
11	郡山市									86				86		
12	いわき市									232				232		
13	水戸市									7				7		
14	つくば市									27				27		
15	宇都宮市									109				109		
16	前橋市									169		1		170		
17	高崎市									283				283		
18	伊勢崎市									51				51		
19	太田市									47	1			47	1	
20	さいたま市									358				358		
21	川越市									361				361		
22	熊谷市									103				103		
23	川口市									118				118		
24	所沢市									95				95		
25	春日部市									51				51		
26	草加市									48				48		
27	越谷市	1								107				107		
28	千葉市									179		2		181		
29	市川市									118				118		
30	船橋市									228				228		
31	松戸市									114				114		
32	柏市	1								36				36		
33	市原市									138				138		
34	八王子市									68				68		
35	町田市									42				42		
36	横浜市									487	3			487	3	
37	川崎市									328		5		333		
38	横須賀市									69		4		73		
39	平塚市									99				99		
40	藤沢市									103				103		
41	小田原市									15				15		
42	茅ヶ崎市									55				55		
43	相模原市									141				141		
44	厚木市									16				16		
45	大和市									86				86		
46	新潟市									201		3		204		
47	長岡市									54				54		
48	上越市									103				103		
49	富山市									243				243		
50	金沢市									195		6		201		
51	福井市									87				87		
52	甲府市									11				11		
53	長野市									95				95		
54	松本市									108		2		110		
55	岐阜市									115		2		117		

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域						地下水								
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他	合計
1	札幌市	3		3			3	3								
2	函館市		2	2	2			2								
3	旭川市	2		2	2			2								
4	青森市	14		14	14			14								
5	八戸市	3	14	17	3		14	17								
6	盛岡市															
7	仙台市	7		7	7			7								
8	秋田市	1		1	1			1								
9	山形市	1	15	16	8		8	16								
10	福島市															
11	郡山市		3	3			3	3		4	4				4	4
12	いわき市	11	4	15	11		4	15								
13	水戸市	1		1	1			1								
14	つくば市	1	32	33	7		26	33								
15	宇都宮市		1	1	1			1								
16	前橋市	20		20	20			20								
17	高崎市	15		15	15			15								
18	伊勢崎市	8	4	12	11		1	12								
19	太田市	9		9	9			9								
20	さいたま市	50		50	50			50								
21	川越市	40		40	40			40								
22	熊谷市	12	43	55	12		43	55								
23	川口市	25		25	25			25								
24	所沢市	8		8	7		1	8								
25	春日部市	3		3	3			3								
26	草加市															
27	越谷市	23		23	23			23								
28	千葉市	9		9	1		8	9								
29	市川市	18	2	20	17		3	20								
30	船橋市	12	1	13			13	13								
31	松戸市	1	28	29	19		10	29								
32	柏市	8		8	8			8								
33	市原市	2		2	2			2								
34	八王子市	4	1	5	4		1	5								
35	町田市	3		3			3	3								
36	横浜市	29	292	321			321	321		63	63				63	63
37	川崎市	15		15	15			15	12		12				12	12
38	横須賀市															
39	平塚市	16	3	19	2		17	19								
40	藤沢市	3	4	7	7			7								
41	小田原市															
42	茅ヶ崎市	3		3	3			3								
43	相模原市		5	5	5			5								
44	厚木市	2	9	11	4		7	11								
45	大和市	1		1	1			1								
46	新潟市	15		15	4		11	15								
47	長岡市	3		3	3			3								
48	上越市	5	1	6	5		2	7								
49	富山市	12	12	24			24	24								
50	金沢市	18	19	37	5		32	37								
51	福井市	7	8	15	9		6	15								
52	甲府市		3	3			3	3								
53	長野市	7	2	9	9			9								
54	松本市	3	19	22	3		19	22								
55	岐阜市	11		11	11			11								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項)						
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						
									昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計		うち地 下浸透 水にか かるも の
56	静岡市												73		
57	浜松市								45				45		
58	沼津市								45		16		61		
59	富士市								191		30		221		
60	名古屋								321		15		336		
61	豊橋市								204				204		
62	岡崎市								212				212		
63	一宮市								203				203		
64	春日井市								165		2		167		
65	豊田市								166		6		172		
66	四日市市								136				136		
67	大津市								57				57		
68	京都市								52				52		
69	大阪市								56		5		61		30
70	堺市								160		66		226		88
71	岸和田市								46		2		48		12
72	豊中市								9				9		
73	吹田市								39				39		21
74	高槻市								108				108		
75	枚方市								176				176		70
76	茨木市								20				20		11
77	八尾市								143				143		
78	寝屋川市								15				15		3
79	東大阪市								194				194		11
80	神戸市								265				265		110
81	姫路市								189		4		193		93
82	尼崎市								207				207		161
83	明石市								86				86		50
84	西宮市								70				70		46
85	加古川市								143				143		109
86	宝塚市								8				8		5
87	奈良市								57				57		23
88	和歌山市	1							196		261		457		382
89	鳥取市								95				95		
90	岡山市								113				113		65
91	倉敷市								473		9		482		398
92	広島市								139				139		55
93	呉市								107		12		119		51
94	福山市								158		8		166		96
95	下関市								71		8		79		51
96	徳島市								109				109		67
97	高松市								103				103		50
98	松山市								167		7		174		88
99	高知市								10				10		
100	北九州市								136		5		141		124
101	福岡市								37				37		
102	久留米市								57				57		
103	長崎市								49				49		
104	佐世保市								71				71		
105	熊本市								99				99		
106	大分市								245		11		256		115
107	宮崎市								92	5			92	5	
108	鹿児島市								141				141		
	政令市計	3							13,069	10	517		13,586	10	2,385

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

		行政指導													
		公共用水域							地下水						
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容			
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の一 時停止	地下水の 浄化	その他
56	静岡市														
57	浜松市		3	3	3			3							
58	沼津市	7	7	14	14			14							
59	富士市	10		10	4		6	10							
60	名古屋	4	11	15	2		13	15							
61	豊橋市	43		43	43			43							
62	岡崎市	18	23	41	18		23	41							
63	一宮市	10	8	18	6		12	18							
64	春日井市	19		19	19			19							
65	豊田市	12	35	47	14	1	32	47							
66	四日市市	6		6	6		2	8							
67	大津市	17		17			17	17							
68	京都市	2	9	11	11			11							
69	大阪市	1		1	1			1							
70	堺市	18		18	18			18							
71	岸和田市	27	18	45	33		14	47							
72	豊中市														
73	吹田市		18	18			18	18							
74	高槻市														
75	枚方市	8	26	34	5		30	35							
76	茨木市		26	26	5		21	26							
77	八尾市	32		32	32			32							
78	寝屋川市	2	2	4			4	4							
79	東大阪市	178	30	208	8	1	199	208							
80	神戸市	3	21	24			24	24							
81	姫路市		6	6			6	6							
82	尼崎市	3		3	1		2	3							
83	明石市	1	7	8	4		4	8							
84	西宮市	7	7	14	2		12	14							
85	加古川市	2	18	20	2		18	20							
86	宝塚市														
87	奈良市		5	5	5			5							
88	和歌山市	8		8	6		2	8							
89	鳥取市	4		4	4			4							
90	岡山市	17		17			17	17							
91	倉敷市	14		14	3		11	14							
92	広島市	8		8	8			8							
93	呉市	2		2			2	2							
94	福山市	8	7	15			15	15							
95	下関市	8		8	2		6	8							
96	徳島市	2	1	3			3	3							
97	高松市	6	5	11	11			11							
98	松山市	9	8	17			17	17							
99	高知市														
100	北九州市	2		2	2			2							
101	福岡市	1	1	2	2			2							
102	久留米市	7	8	15	5	3	10	18							
103	長崎市	3		3	3			3							
104	佐世保市	3		3			3	3							
105	熊本市	2		2	2			2							
106	大分市	5		5			5	5							
107	宮崎市	1	17	18			22	22	2	2	1			1	2
108	鹿児島市	15	2	17			17	17							
	政令市計	1,019	856	1,875	713	5	1,170	1,888	12	69	81	1		80	81

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
水産食料品製造業(3)	3	BOD、SS
保存食料品製造業(4)	3	pH、BOD、SS、大腸菌群数、窒素、リン
畜産農業(1の2)	2	BOD、SS、リン
飲料製造業(10)	2	pH、BOD、SS
豆腐・煮豆製造業(17)	2	BOD、SS
電気めっき施設(66)	2	シアン
し尿処理施設(72)	2	pH、BOD、SS
指定地域特定施設	2	SS、リン
畜産食料品製造業(2)	2	BOD、SS、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質
動物系飼料・有機質肥料製造業(11)	1	SS、窒素、リン
紡績・繊維製品製造業(19)	1	COD、SS
新聞業・出版業・印刷業・製版業(23の2)	1	アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物
酸・アルカリ表面処理施設(65)	1	トリクロロエチレン
洗たく業(67)	1	テトラクロロエチレン
と畜業・死亡獣畜取扱業(69)	1	BOD、SS

(注)

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
1	北海道			1		23	9		
2	青森県			1		8			
3	岩手県								
4	宮城県	1		1		1			
5	秋田県			1		5			
6	山形県			2		7	1		
7	福島県			1	1	9			
8	茨城県					6			
9	栃木県								
10	群馬県			2		1			
11	埼玉県			6		6			
12	千葉県	1		3					
13	東京都			1					
14	神奈川県	2							
15	新潟県			7		12	1		
16	富山県			4		4			
17	石川県			1		4			
18	福井県			2		4			
19	山梨県			3	1	1	1		
20	長野県			2		2			
21	岐阜県			7		5			
22	静岡県			1					
23	愛知県			4		4			
24	三重県					8			
25	滋賀県			7	1	7			
26	京都府								
27	大阪府			4	1	2			
28	兵庫県			1		1			
29	奈良県								
30	和歌山県						1		
31	鳥取県			4		1			
32	島根県			1		3			
33	岡山県			4		3			
34	広島県			3		3			
35	山口県			1		4			
36	徳島県					1			
37	香川県					2			
38	愛媛県			1		1			
39	高知県								
40	福岡県			5		6			
41	佐賀県			2		8			
42	長崎県								
43	熊本県					3	1		
44	大分県					2			
45	宮崎県			3					
46	鹿児島県			3		4			
47	沖縄県								
都道府県計		4		89	4	161	14		
政令市計		2		41	3	58	5		
合計		6		130	7	219	19		

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項	
					公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
1	札幌市						5	1		
2	函館市									
3	旭川市									
4	青森市									
5	八戸市						1	1		
6	盛岡市				1					
7	仙台市				2					
8	秋田市				1		3			
9	山形市				1					
10	福島市						3			
11	郡山市									
12	いわき市									
13	水戸市									
14	つくば市									
15	宇都宮市									
16	前橋市									
17	高崎市									
18	伊勢崎市				4					
19	太田市				1		2			
20	さいたま市									
21	川越市									
22	熊谷市				1		1			
23	川口市				1		1			
24	所沢市									
25	春日部市									
26	草加市									
27	越谷市									
28	千葉市									
29	市川市									
30	船橋市									
31	松戸市									
32	柏市				1		1			
33	市原市									
34	八王子市									
35	町田市				2					
36	横浜市				2	1				
37	川崎市				1		1			
38	横須賀市									
39	平塚市					1				
40	藤沢市									
41	小田原市									
42	茅ヶ崎市									
43	相模原市									
44	厚木市	1								
45	大和市				1					
46	新潟市				2					
47	長岡市						1			
48	上越市				2		4			
49	富山市									
50	金沢市									
51	福井市				1		1			
52	甲府市				1		2			
53	長野市				2		5			
54	松本市									
55	岐阜市				1					

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公共用 水域	地下水	公共用 水域	地下水	応急措置 命令	
56	静岡市			6		1			
57	浜松市								
58	沼津市								
59	富士市					3			
60	名古屋市								
61	豊橋市								
62	岡崎市					1			
63	一宮市								
64	春日井市								
65	豊田市								
66	四日市市								
67	大津市					1			
68	京都市						1		
69	大阪市								
70	堺市								
71	岸和田市					2			
72	豊中市			1					
73	吹田市								
74	高槻市								
75	枚方市					1			
76	茨木市								
77	八尾市								
78	寝屋川市								
79	東大阪市						1		
80	神戸市					1			
81	姫路市								
82	尼崎市								
83	明石市								
84	西宮市								
85	加古川市			2					
86	宝塚市								
87	奈良市								
88	和歌山市								
89	鳥取市					1			
90	岡山市								
91	倉敷市			2		4			
92	広島市								
93	呉市								
94	福山市					1	1		
95	下関市	1							
96	徳島市								
97	高松市					2			
98	松山市			1		1			
99	高知市								
100	北九州市								
101	福岡市					2			
102	久留米市								
103	長崎市								
104	佐世保市								
105	熊本市								
106	大分市			1		1			
107	宮崎市				1	4			
108	鹿児島市					1			
	政令市計	2		41	3	58	5		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反業種別内訳（第31条）

違反業種	件数
洗たく業(67)	2
水産食料品製造業(3)	1
みそ・しょう油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業(5)	1
豆腐・煮豆製造業(17)	1
セメント製品製造業(54)	1

○排水基準違反項目別内訳（第31条）

違反項目	件数
pH	3
BOD	1
COD	1
SS	1

(注)

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m3 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	567				2 (2)		17			5,570
	千葉県	238						7			1,975
	東京都	90						1			1,362
	神奈川県	2						2			150
	都府県計	897					2 (2)		27		9,057
	政令市計	894							45		6,360
	合計	1,791					2 (2)		72		15,417
伊 勢 湾	岐阜県	835						26			5,763
	愛知県	1,234			11			35			7,753
	三重県	686						9			4,684
	都府県計	2,755			11			70			18,200
	政令市計	749				1		36			4,692
	合計	3,504				12		106			22,892
瀬 戸 内 海	京都府	192						2			1,502
	大阪府	307						16			1,859
	兵庫県	654						14	1		4,327
	奈良県	393									1,943
	和歌山県	202						5			1,116
	岡山県	398						23			2,724
	広島県	456						21	1		3,089
	山口県	434						25			2,516
	徳島県	253						17			2,977
	香川県	308						14			3,171
	愛媛県	392						9			3,275
	福岡県	93						17			479
	大分県	331						2			3,207
	都府県計	4,413						165	2		32,185
	政令市計	1,902				2 (2)		57			14,304
合計	6,315				2 (2)		222	2		46,489	
都府県合計	8,065				11	2 (2)	262	2		59,442	
政令市合計	3,545				3 (2)		138			25,356	
合計	11,610				14 (2)	2 (2)	400	2		84,798	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m3 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	82									833
	川越市	41						4			327
	熊谷市	56						1			353
	川口市	18									131
	所沢市	20									152
	春日部市	24									282
	草加市	9						9			187
	越谷市	25									281
	千葉市	45						2			339
	市川市	86						4			260
船橋市	141						1			310	
松戸市	40						5			288	
柏市	7									12	
市原市	97						6			362	
八王子市	40									543	
町田市	13									54	
横浜市	76						5			1,065	
川崎市	64						6			558	
横須賀市	10						2			23	
政令市計	894						45			6,360	
伊 勢 湾	岐阜市	74						1			799
	名古屋市	78						3			335
	豊橋市	98						2			680
	岡崎市	86						3			406
	一宮市	87									435
	春日井市	76				1		8			465
	豊田市	151						5			807
	四日市市	99						14			765
政令市計	749				1		36			4,692	
瀬 戸 内 海	京都市	37									1,125
	大阪市	24									61
	堺市	100						3			690
	岸和田市	14									304
	豊中市	2									49
	吹田市	10									53
	高槻市	18									150
	枚方市	45									156
	茨木市	7				2 (2)					76
	八尾市	21									332
	寝屋川市	10									138
	東大阪市	12									166
	神戸市	91						2			697
	姫路市	124						5			393
尼崎市	33						2			78	
明石市	20									107	
西宮市	14						2			192	
加古川市	33									205	
宝塚市	6									98	
奈良市	36						1			331	
和歌山市	132						2			682	
岡山市	194						4			1,048	
倉敷市	153						11			915	
広島市	81						3			916	
呉市	47						2			572	
福山市	89						3			494	
下関市	65						2			545	
徳島市	113						2			652	
高松市	83						1			1,018	
松山市	111						6			694	
北九州市	60						2			164	
大分市	117						4			1,203	
政令市計	1,902				2 (2)		57			14,304	
政令市合計	3,545				3 (2)		138			25,356	

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	3	3			9	9								22	7	29	7	
大阪府	13	8		5	28	23		5					6	34	26	60	6	
兵庫県	29	22		7	58	52		6					11	80	47	127	14	
奈良県	3	3			2	2												
和歌山県	3	2		1	4	2		2						11	3	14	1	
岡山県	18	17		1	33	31		2					2	17	9	26	2	
広島県	10	9		1	25	24		1					6	44	10	54	7	
山口県	25	20		5	45	41		4						39	15	54	6	
徳島県	12	11		1	21	21								20	10	30	5	
香川県	18	14		4	17	17							7	40	22	62	8	3
愛媛県	17	16		1	28	27		1					4	40	24	64	5	1
福岡県	4	4			5	4		1						16	6	22	2	
大分県	12	12			5	5								20	2	22	7	
都道府県計	167	141		26	280	258		22					36	383	181	564	70	4
京都市					1	1								1		1		
大阪市	5	5			6	6								2	2	4		
堺市	3	3			15	12		3					1	11	4	15	1	
高槻市					1	1								2	1	3		
東大阪市														1	2	3		
神戸市	4	3		1	19	16		3					1	10	5	15	1	
姫路市	11	7		4	13	11		2					1	7	2	9	1	
尼崎市	12	12			16	16							1	7	6	13		
西宮市					3	3								4		4	1	
奈良市	1	1			1	1								5		5	1	
和歌山市	2	1		1	11	11								11	1	12		
岡山市	3	2		1	5	5							2	13	6	19	2	
倉敷市	6	6			16	16							2	23		23	7	
広島市	4	3		1	2	2							1	6	1	7	2	
福山市	3	3			3	3								6	3	9	1	
下関市	1	1			5	5								7		7		
徳島市	7	7			13	13								8	3	11	3	
高松市	2	2			8	8								10	2	12	3	
松山市	10	7		3	12	9		3					1	13	7	20		
北九州市	6	6			15	13		2					1	6	8	14		
大分市	7	7			13	13								15	4	19		
政令市計	87	76		11	178	165		13					11	168	57	225	23	
合計	254	217		37	458	423		35					47	551	238	789	93	4

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜房ダム貯水池		八郎湖			霞ヶ浦				印旛沼			手賀沼		諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海		宍道湖	児島湖			総数			
		宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市				
		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(1)		(2)	(3)	
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出	(1)		5		59		23	15					4	1	47	8					2		16	14	194			
			(2)		1		1			2								1	1			1						7		
			(3)																					1					1	
		第7条届出	(1)		2		37			5		1					1	104	3					3		1	7	164		
			(2)				8				1	1						4											14	
			(3)																					1					1	
		計	(第5条関係)	(1)												3													3	
				(2)												2														2
				(3)																										0
	(第7条関係)		(1)																										0	
			(2)																											0
			(3)																											0
	第6条届出	(1)				6		1																				7		
		(2)		1																								1		
		(3)																										0		
	第10条届出	氏名等変更	(1)	1	3		76		13	40	11	2	3	1	9	4	74	4							24	8	273			
			(2)				4			19	3	3	4		5		10	1				1			9		59			
			(3)																									0		
		使用廃止	(1)		4		25		6	8		2				3		44	8					5	14	7	126			
			(2)		3		2				1		2	1	1			15	1				1	1	2	4	34			
			(3)																									0		
	第11条届出	(1)	1	1		10		4	5					1			15					1		7	4	49				
		(2)				3						1			1										1		6			
(3)																										0				
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																									0				
	第10条(改善命令等)																										0			
指 定 設 施 (第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出			1																						1			
		第16条届出																										0		
		第17条第1項届出																											0	
		第17条第2項届出	氏名等変更																										0	
			使用廃止																										0	
		第18条届出																											0	
		第20条(改善命令等)	第1項																									0		
第2項																										0				
立入検査数	昼間立入件数			164		75		8					1	53	40	140								14		495				
	夜間立入件数																										0			
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	件数	文書		14		65							13	3	8								6		109				
			口頭				91		5							3	37										136			
		内容	処理施設の改善		1		37		1								3	9										51		
			排水の一時停止																										0	
			その他		13		123		4						13	4	36								6			199		
	湖沼法第2.4条による指導	文書																									0			
口頭																											0			

(注) *1: 施設区分 (1): 湖沼特定施設 (2), (3)を除く、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設
 *2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成19年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 特定事業場数			
(1) 全特定事業場数	280,517	276,952	274,039
① 50m ³ /日以上	35,506	34,807	34,271
うち有害物質使用特定事業場	4,330(1)	4,336(1)	4,179(1)
② 50m ³ /日未満	245,011	242,145	239,768
うち有害物質使用特定事業場	10,757(12)	10,611(8)	10,348(7)
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (68,962) 2. 畜産農業 (31,027) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,114)	1. 旅館業 (68,130) 2. 畜産農業 (30,380) 3. 自動式車両洗浄施設 (30,335)	1. 旅館業 (67,578) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,409) 3. 畜産農業 (30,294)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）			
①改善命令	27件	23件	26件
②一時停止命令	1件	1件	0件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	47,410件	43,509件	42,367件
（昼間立入）	(46,724件)	(42,934件)	(41,786件)
（夜間立入）	(686件)	(575件)	(581件)
6 行政指導	8,374件	7,631件	7,172件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件
9 罰則の適用			
①排水基準違反（法第31条）	11件	13件	6件
②改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件
③その他法違反 (水質総量規制関連を含む)	0件	0件	0件

(注) 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。